

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月30日

【会社名】 三井金属鉱業株式会社

【英訳名】 Mitsui Mining and Smelting Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西田 計治

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目11番1号

【電話番号】 03 - 5437 - 8031

【事務連絡者氏名】 経理部会計課長 黒田 啓市

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目11番1号

【電話番号】 03 - 5437 - 8031

【事務連絡者氏名】 経理部会計課長 黒田 啓市

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第91期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件  
期末配当に関する事項  
当社普通株式1株につき金6円

第2号議案 取締役1名選任の件  
取締役として、松永守央の1名を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件  
監査役として、森俊樹、門脇隆および細野哲弘の3名を選任する。

<株主提案（第4号議案から第7号議案まで）>

第4号議案 利益剰余金から190億円を取り崩して配当する。  
鉱山開発投資損失194億円は最終的には株主の損失である。この株主損失のお詫びを、利益剰余金から190億円取り崩しこれを原資とし株主に配当をする。

第5号議案 定款一部変更の件（招集通知における役員報酬の個別開示）  
定款に以下の条文を加える。「事業年度毎の取締役及び監査役の報酬・賞与額について、以下のように取り扱う。金額に関係なく個々の取締役及び監査役毎の金額を、当該事業年度の株主総会の招集通知に添付する参考書類に記載して開示する。」

第6号議案 定款一部変更の件（議決権行使書面の白票の取り扱い）  
定款に以下の条文を加える。「株主総会の議決権行使書面において、賛成とも反対とも記載されていない白票については、会社側提案であっても、株主側提案であっても公平な取り扱いをしなければならない。」

第7号議案 自社株6000万株を買い戻し「自社株解消」を行う。  
利益準備金を取り崩し、市場に流通している自社株6000万株を買い戻し「自社株解消」を行う。  
経営者は株主を馬鹿扱いせず、大事なパートナーとして優遇せよ。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議の結果
第1号議案	346,914	4,571	30	96.36	可決
第2号議案	380,194	3,448	30	96.94	可決
第3号議案					
森 俊樹	331,016	52,622	30	84.40	可決
門脇 隆	376,599	7,039	30	96.03	可決
細野 哲弘	371,368	12,270	30	94.69	可決

< 株主提案（第4号議案から第7号議案まで） >

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議の結果
第4号議案	4,107	347,296	30	1.14	否決
第5号議案	98,501	285,086	30	25.12	否決
第6号議案	83,505	300,065	30	21.30	否決
第7号議案	38,668	344,779	139	9.86	否決

注1. 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・ 第1号議案、第4号議案および第7号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・ 第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・ 第5号議案および第6号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

注2. 本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

注3. 賛成率の算出にあたっては、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていないものの議決権の数を分母に含めております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、会社提案の各議案については可決要件を満たすことが、また株主提案の各議案については可決要件を満たさないことが、それぞれ確定し、会社法上適法に決議が成立したためであります。

以上